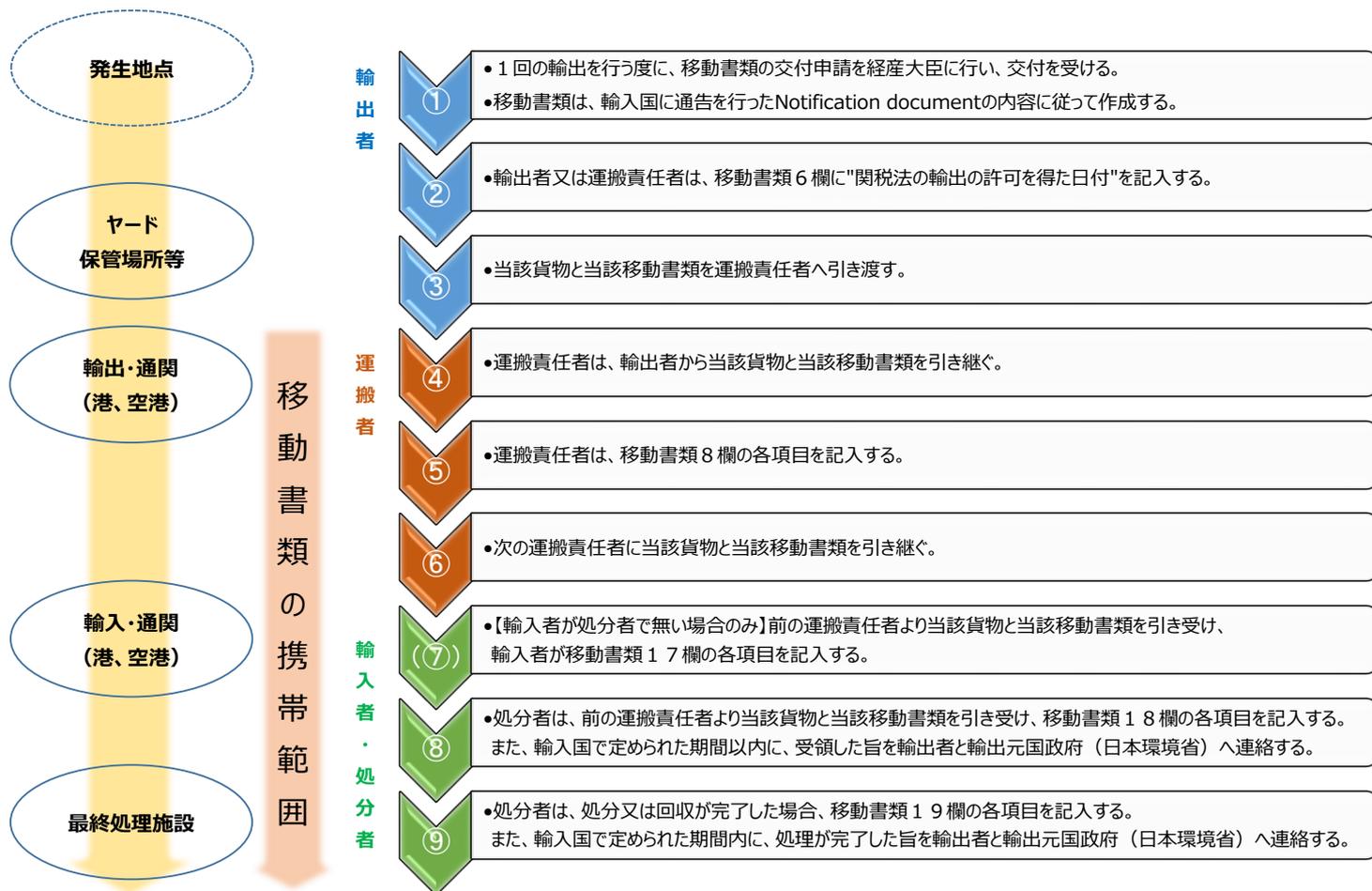


## 輸出移動書類の取扱い手続き



### ※移動書類に関する注意事項

- ・移動書類交付の目安は、書類に問題が無い場合、通常1週間以内となります。時間に十分な余裕を持って申請してください。
- ・通常は1回の輸出毎に1通の移動書類を申請してください。  
ただし、輸入国側でコンテナ毎に移動書類を作成するよう指示がある場合等はコンテナ毎の申請も可能です。
- ・複数回の申請・届出書類を、まとめて申請・届出することも可能です。その場合、書類は回数毎にそれぞれ必要となります。
- ・通告内容の変更可能項目に関しては、『バーゼル法の規制対象物の輸出に関する手続き』で確認を行ってください。
- ・交付された移動書類に係る特定有害廃棄物等の輸出又は運搬を行わなくなった場合、特定有害廃棄物等を失った場合、移動書類の汚損又は紛失をした場合は所要の手続きが必要となります。
- ・日本環境省の連絡先は、環境省 環境再生・資源循環経済局 廃棄物規制課 Email : env-basel@env.go.jp となります。輸出者は、処分者に対し、当該貨物を受領した旨、及び処理が完了した旨を日本環境省に連絡するように求めて下さい。

- 輸出・輸入移動書類の申請窓口：貿易審査課 TEL：03-3501-1659
- バーゼル条約、法令の解釈等：資源循環経済課 TEL：03-3501-4978